# 品川区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱

| | | |
|---|---|---|
| 制定 | 昭和61年5月8日区長決定 | 要綱第22号 |
| 改正 | 平成15年4月17日 | 要綱第32号 |
| 改正 | 平成17年5月10日 | 要綱第51号 |
| 改正 | 平成18年5月19日 | 要綱第106号 |
| 改正 | 平成19年6月19日 | 要綱第96号 |
| 改正 | 平成20年6月24日 | 要綱第22号 |
| 改正 | 平成21年3月31日 | 要綱第258号 |
| 改正 | 平成21年6月22日 | 要綱第389号 |
| 改正 | 平成22年6月18日 | 要綱第 86号 |
| 改正 | 平成24年6月19日 | 要綱第182号 |
| 改正 | 平成25年7月2日 | 要項第118号 |
| 改正 | 平成26年6月26日 | 要綱第95号 |
| 改正 | 平成27年3月31日 | 要綱第374号 |
| 改正 | 平成27年6月24日 | 要綱第482号 |
| 改正 | 平成28年2月25日 | 要綱第64号 |
| 改正 | 平成28年6月30日 | 要綱第215号 |
| 改正 | 平成29年6月26日 | 要綱第107号 |
| 改正 | 平成30年6月27日 | 要綱第158号 |
| 改正 | 平成30年11月26日 | 要綱第200号 |
| 改正 | 平成31年3月18日 | 要綱第203号 |
| 改正 | 令和元年9月25日 | 要綱第303号 |
| 改正 | 令和3年3月5日 | 要綱第22号 |
| 改正 | 令和6年6月10日 | 要綱第264号 |

（目的）

第１条　この要綱は、特定子ども・子育て支援施設等のうち私立幼稚園に在籍する小学校就学前子どもの保護者、特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者または幼稚園類似の幼児施設に在籍もしくは利用している子どもの保護者に対して、交付する品川区私立幼稚園等園児保護者補助金（以下「保護者補助金」という。）、品川区私立幼稚園等入園料補助金（以下「入園料補助金」という。）、品川区私立幼稚園等預かり保育保護者補助金（以下、「預かり保育保護者補助金」という。）および品川区私立幼稚園等特定負担額補助金（以下、「特定負担額補助金」という。）について必要な事項を定め、私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設および私立の特定教育・保育施設を利用する保護者または教

育・保育給付支給認定保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　私立幼稚園等　学校教育法（昭和２２年３月３１日法律第２６号）に定める幼稚園のうち、国、都道府県、区市町村以外の者が設置する幼稚園（私立の特定教育・保育教育施設を除く。）および特別支援学校の幼稚部をいう。

⑵　幼稚園類似の幼児施設　東京都知事が認定する幼稚園に類似した施設をいう。

⑶　私立の特定教育・保育施設　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第２７条に規定する確認を受けた国、都道府県および区市町村以外の者が設置する施設をいう。

⑷　特定子ども・子育て支援施設等　支援法第７条１０項に定める施設のうち国、都道府県および区市町村以外の者が設置する施設をいう。

⑸　入園料　私立幼稚園等において園則に入園料と定めがあるものまたは私立の特定教育・保育施設において特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１３条第３項の規定により徴収するものであって、園則等に入園料と定めがあるものをいう。

⑹　特定負担額　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１３条第３項に定める額をいう。

⑺　小学校就学前子ども　支援法第３０条の４第１号から第３号までに掲げる小学校就学前子どもとして同法第３０条の５に定める認定を受けた子どもまたは支援法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第２０条第３項に定める認定を受けた子どもをいう。

⑻　子ども当該年度の４月１日以後において、品川区の住民基本台帳に記載されている０歳児から５歳児まで（学校教育法第１８条の定めにより、就学させる義務を猶予または免除された保護者の子も含む。）をいう。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の３各号に掲げる者、その他区長が認める者については、公的機関が発行する居住を証する証書等の確認をもって、住民基本台帳に記載されているものとみなす。

⑼　保護者　子どもと同一の世帯に属する者または子どもが入所している養護施設の長であって、当該子どもを私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設および私立の特定教育・保育施設に入園させ、入園料、保育料および預かり保育料を納入する義務を負っている者をいう。

⑽　預かり保育　私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設および私立の特定教育・保育施設が教育課程に係る教育時間外に実施する預かり保育または保護者が預かり保育を希望する子どもに対し実施する預かり保育事業をいう。

⑾　幼稚園型一時預かり事業　前号に定める預かり保育のうち「一時預かり事業の実施について」（令和６年３月３０日５文科初第２５９２号、こ成保第１９１号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき、区市町村が実施又は助成する幼稚園型一時預かり事業をいう。

⑿　幼稚園型Ⅱ　前号に定める幼稚園型一時預かり事業のうち、私立幼稚園において、当分の間の措置として、保育を必要とする０歳児から２歳児までの受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業をいう。

⒀　ひとり親世帯等　保護者または保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいう。

ア　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者

イ　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）

ウ　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

ク　その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

⒁　保護者と生計を一にする兄・姉　保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する者をいう。

ア　保護者が現に監護する未成年

イ　未成年であったときに、保護者が現に監護していた者

ウ　保護者またはその配偶者の直系卑属（アおよびイを除く）

**（補助の対象）**

第３条　保護者補助金は、当該年度において、子どもが私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設および特定子ども・子育て支援施設等に在籍していた期間（当該幼児が住民基本台

帳に記載されていた期間に限る。）で、当該園等に対して、保育料を支払った保護者について、補助の対象とする。ただし、休園期間中は、保育料等が発生している場合でも補助対象外とする。

２　入園料補助金は、当該年度において、子どもが私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設、私立の特定教育・保育施設および特定子ども・子育て施設等に入園し、当該園等に入園料を支払った保護者を補助の対象とする。ただし、他の地方公共団体が行う同種の補助金を受けている場合は対象外とする。

３　預かり保育保護者補助金は、当該年度において、前条第１０号または第１１号に規定する事業を利用した第２子以降の満３歳に達する日以降の３月３１日までの間にある子どもまたは前条１２号に規定する事業を利用した第２子以降の０歳児から２歳児（３歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある者を含む。）である子どもの保護者で、区長が保育の必要性があると確認した期間について、補助の対象とする。

４　特定負担額補助金は、当該年度において、子どもが私立特定教育・保育施設に在籍していた期間（当該子どもが住民基本台帳に記載されていたまたは区長が特に認めた期間に限る。）について、当該園等が設定している保護者に請求する特定負担額の全部または一部について、補助の対象とする。

子どもが休園している期間は、補助対象外とする。

**（補助金額）**

第４条　補助金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　保護者補助金および特定負担額補助金　別表の１に定める額

⑵　入園料補助金　別表の２に定める額

⑶　預かり保育保護者補助金　別表の３に定める額

**（補助金の交付申請）**

第５条　補助金の交付を受けようとする保護者は、品川区幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者補助金支給申請書（第１号様式）に加え、子どもの属する世帯の住民税の課税状況を証明する書類を、当該年度の３月３１日（この日が土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日とする）までに区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中に入園した者で、特別の事情により期限までに提出できない場合は、提出期限を相当期間延長できるものとする。

２　前項の子どもの属する世帯の住民税の課税状況を説明する書類は、区が所有する公簿で課税状況を確認できるときは、提出を省略することができる。

**（補助金の交付決定および交付方法）**

第６条　区長は、補助金の交付決定をしたときは、私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付決定通知書（第２~~５~~号様式）により保護者に通知するものとする。

２　補助金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（代理受領等）

第７条　区長は、前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた保護者(以下、「補助対象保護者」という。)の子どもが在籍する私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設、私立の特定教育・保育施設および特定子ども・子育て支援施設等（以下、「在籍園」という。）から代理受領に係る請求があった場合は，当該補助対象保護者に支払うべき額の限度において，当該補助対象保護者に代わり在籍園の設置者に支払うことができる。この場合において、在籍園にあっては品川区子育てのための施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金請求書(特定子ども・子育て支援施設等用）（第３号様式)に、代理受領しようとする対象の子どもおよび期間が分かる書類を添えて区長に提出するものとする。

２　区長は、前項の規定による請求があったときは、前条第１項により交付決定を受けた施設等利用給付認定子どもおよび教育・保育給付認定子どもに係る交付決定額を在籍園の設置者に通知し、その額を支払うものとする。この場合において、本項に規定する支払があったときは，補助対象保護者に対し補助金の支払があったものとみなす。

（補助金に関する調査）

第８条　区長は、補助金に関し必要と認めたときは、補助金の交付を受けた保護者または私立幼稚園等の設置者に対し、報告を求め、または実態調査を行うものとする。

（補助金の交付決定の取消および返還）

第９条　区長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた保護者に対し、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとし、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じることができる。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付　則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付　則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付　則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付　則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付　則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付　則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付　則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付　則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付　則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付　則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付　則（平成27年3月31日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付　則（平成27年6月24日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付　則（平成28年2月25日改正）

この要綱は、平成28年2月25日から適用する。

付　則（平成28年6月30日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付　則（平成29年6月26日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付　則（平成30年6月27日改正）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付　則（平成30年11月26日改正）

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。

付　則（平成31年3月18日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付　則（令和元年9月25日改正）

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

付　則（令和3年3月5日改正）

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

付　則（令和6年6月10日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第４条関係）

１．品川区立私立幼稚園等園児保護者補助金および特定負担額補助金

<table>
<tr><th rowspan="3">区　分</th><th colspan="3">補助限度額</th></tr>
<tr><th rowspan="2">１人在籍の場合及び同一世帯から２人以上在籍している場合の最年長の子ども<br>（第１子）</th><th colspan="2">年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉を有する子ども</th></tr>
<tr><th>第２子</th><th>第３子以降</th></tr>
<tr><td>①生活保護法の規定による保護を受けている世帯および区分②のうちひとり親世帯等</td><td>月額　13,200 円</td><td>月額　13,200 円</td><td>月額　13,200 円</td></tr>
<tr><td>②区市町村民税所得割非課税世帯および区分③のうちひとり親世帯等</td><td>月額　10,200 円</td><td>月額　13,200 円</td><td>月額　13,200 円</td></tr>
<tr><td>③当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯</td><td>月額　8,800 円</td><td>月額　8,800 円</td><td>月額　13,200 円</td></tr>
<tr><td>④当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯</td><td>月額　3,600 円</td><td>月額　8,800 円</td><td>月額　12,600 円</td></tr>
<tr><td>⑤当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 256,300 円以下の世帯</td><td>月額　3,600 円</td><td>月額　8,800 円</td><td>月額　12,000 円</td></tr>
<tr><td>⑥当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が 256,301 円以上の世帯</td><td>月額　3,600 円</td><td>月額　8,800 円</td><td>月額　8,800 円</td></tr>
</table>

注１．この表において「所得割」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７、第３１４条の８、第３１４条の９、附則第５条第３項、附則第５条の４第６項および附則第５条の４の２第６項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第３２３条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

注２．世帯構成員中２人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

注３．実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

注４．当該年度において、私立幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設または私立の特定教育・保育施設に在園する子どもの保護者が入園料補助金の交付を受けている場合にあっては、保護者補助金または特定負担額補助金を支給するにあたり、支給上限額が月額の保育料を上回るときは、当該園等に支払った入園料から入園料補助金を減じて得た額を１２で除して得た額（子どもが年度の途中で入園または退園する場合にあっては当該幼児が年度の４月１日以後に在籍していた月数で除して得た額）を、保護者補助金に加えることができる。

２．品川区私立幼稚園等入園料補助金額

子ども１人につき（１回限り）年額 100,000 円

注１．入園料を上限とする。

注２．品川区私立幼稚園等施設等利用費支給要綱（令和元年品川区要綱第 304 号）第４条第４項の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等利用費に加えた額（以下「加算額」という。）がある場合にあっては、入園料から加算額の合計額を減じて得た額を上限とする。

３．預かり保育補助金

| 区分 | | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 1 | 毎年４月１日以降に満３歳に達する第２子以降の子ども | 「補助単価（日額）450 円」×「預かり保育の利用日数」または「補助単価（月額）16,300 円」を比較して低い金額。この場合において、預かり保育事業の提供が十分でないときは、補助単価（月額）16,300 円を限度として、幼稚園型一時預かり事業の利用料に相当する額を補助額に加算できる。 |
| 2 | 幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園に受け入れられている０歳児から２歳児まで（３歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある者を含む。）の第２子以降の子ども | 補助単価（月額）42,000 円 |

注１．区長が保育の必要性があると確認した子どもに限る

注２．この表において「第２子以降の子ども」とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする当該子の兄・姉が存在する子どもに限る。

注３．この表において「預かり保育事業の提供が十分でないとき」とは、私立幼稚園の平日の基本教育時間および預かり保育の提供時間が８時間未満または年間の預かり保育提供が２００日未満であるときをいう。

令和　　年度在籍園児用
第１号様式(第５条関係)

申請日　　年　　月　　日

品川区長あて

# 品川区幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書

施設等利用費給付および園児保護者負担軽減補助金について、下記の通り交付について申請いたします。なお、給付金・補助金の審査にあたり、下記の事項に同意します。

**同意事項**

1．　申請者と認定子どもが、品川区内に居住していることを品川区が住民基本台帳で確認すること。
2．　実際の利用状況について、品川区が対象施設に確認すること。
3．　利用料の支払い状況を品川区が対象施設に確認すること。
4．　マイナンバーを用いて、課税状況を品川区が確認すること。

## 1．申請者（保護者兼口座名義人）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | 園児との続柄 | 住所 | 〒　　－<br>品川区 |
| 申請者①<br>氏　名 | | | | |
| マイナンバー | | | | |
| フリガナ | | 園児との続柄 | 住所 | 〒　　－<br>品川区 |
| 申請者②<br>氏　名 | | | | |
| マイナンバー | | | | |
| 連絡先 | ① | □ 自宅　□ 携帯　（続柄：　　） | ② | □ 自宅　□ 携帯　（続柄：　　） |

## 2．申請する補助金種別（該当する補助金に✔を入れてください。

□保護者補助金　　□入園料補助金　　□預かり保育補助金　　□特定負担額補助金

## 3．補助金の交付方法について

□在籍園への振り込み（在籍園による代理受領）
□下記口座への振り込み

## 4．振り込み先口座情報（項目３で「在籍園による代理受領」を選択した場合は記入不要です。）

| 金融機関情報 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関 | 金融機関コード | | 支店名 | 支店コード | |
| | 銀　行<br>信用金庫<br>信用組合 | | | 支　店<br>出張所 | |
| 預金種目 | 普通 | 口座番号 | | | |
| 口座名義（保護者のものに限る。）<br>※申請者①、②の表記と相違する場合のみ記入（カタカナ） | | | | | |

## 5．認定子ども（在園児）

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 幼稚園名 | |
| 氏　名 | | 入園日 | 年　　月　　日 |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | | |

＜区使用欄＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 入園料 | | 保育料 | |
| 税確認 | 令和　　年度 | | |
| | 令和　　年度 | | |

（裏面もご記入ください）

６．世帯構成について（表面に記載している在園児および申請者以外を全員ご記入ください。）

☐ 同一世帯員に障害者手帳等の交付を受けた者（注１）がいる

☐ ひとり親（注２）または寡婦（注３）に該当

| 児童からみた続柄 | フリガナ<br>氏　　名 | 同居・別居 | 生　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| | | 同居・別居 | 年　　月　　日 |
| | | 同居・別居 | 年　　月　　日 |
| | | 同居・別居 | 年　　月　　日 |
| | | 同居・別居 | 年　　月　　日 |
| | | 同居・別居 | 年　　月　　日 |
| | | 同居・別居 | 年　　月　　日 |
| | | 同居・別居 | 年　　月　　日 |

注１）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者→各種手帳の写しの提出が必要です。

注２）現に婚姻していない者もしくは配偶者の生死が不明である者

注３）納税者の夫と死別もしくは離婚した後結婚していない等の状況にある者

第2号様式（第6条関係）

発第　　号
年　　月　　日

〒
品川区

様

品川区長

対象園児　　様（　　年　　月　　日生）

年度　品川区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付決定通知書

さきに申請のありました補助金につきましては、下記の通り交付決定したので通知します。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 交付決定額 | 第1回 | 園児保護者負担軽減補助金 | 4月～9月 | 円 |
| | 第2回 | 園児保護者負担軽減補助金 | 10月～3月 | 円 |
| | 合計 | | | 円 |

| 交付決定金額 |
|---|
| 円 |

第３号様式（第７条関係）

年　月　日

様

# 品川区子育てのための施設等利用費および<br>私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 請求書

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、品川区に居住している施設等利用給付認定子ども及び教育・保育給付認定子どもの保護者に代わり、品川区子育てのための施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金を下記の通り申請します。

なお、品川区子育てのための施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の審査及び支払にあたり、次の事項に同意します。

・施設の利用状況について、品川区が保護者に確認すること

・利用料の請求・支払状況について、品川区が保護者に確認すること

・品川区の調査・質問・要請等に応じること

１．請求者（私立幼稚園等設置者）

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 請求者の所属団体 | |
| 特定子供・子育て支援提供者氏名（請求者） | | 請求者の役職名等 | |

２．請求に係る私立幼稚園等

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 所在地 | 〒<br><br>電話： |
| 幼稚園等の名称 | | | |
| フリガナ | | 所在地 | 〒<br><br>電話： |
| 幼稚園等の運営団体名 | | | |

３．請求額

| | |
|---|---|
| 請　求　金　額 | 円 |

４．請求額の内訳

別紙「品川区子育てのための施設等利用費および私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金請求金額内訳書（概算払い用）」のとおり

５．振込先

| | | |
|---|---|---|
| 金融機関名 | 預　金　種　目 | |
| 支店 | 口　座　番　号 | |
| 出張所 | 口座名義（カタカナ） | |

※請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は，区指定の委任状を提出してください。